

(1) 消費性能基準に適合していることを示す書類がある場合（単位：円）		
ア	一戸建て住宅	5,800
イ	ア以外の建築物	
	住宅部分	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000
	非住宅部分	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000

(2) 消費性能基準に適合していることを示す書類がない場合（単位：円）		
ア	一戸建て住宅	
	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200
	仕様・計算併用法による場合	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200
	標準計算法による場合	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900
イ	ア以外の建築物	
	(ア) 住宅部分	
	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000
	仕様・計算併用法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000
	標準計算法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000
	(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000
	(ウ) (イ)以外の非住宅部分の場合	
	モデル建物法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000
	標準入力法等による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000

- 備考
- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれ別表(5)の部2の項(2)のイの(ウ)、同部3の項(2)のイの(ウ)又は同部6の項(2)のイの(ウ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
 - 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、別表(5)の部2の項(1)の規定により算出した額とする。
 - 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表(5)の部3の項(1)の規定により算出した額とする。
 - 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「建築物省エネ法施行令」という。）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
 - 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
 - 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
 - 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
 - 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、別表(5)の部2の項(1)のア若しくは(2)のア、同部3の項(1)のア若しくは(2)のア、同部4の項(1)のア若しくは(2)のア、同部5の項(1)のア若しくは(2)のア又は同部6の項(1)のア若しくは(2)のアに掲げる額とする。
 - 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物省エネ法施行令第4条第1項各号に掲げる用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、別表(5)の部2の項(2)のイの(イ)、同部3の項(2)のイの(イ)又は同部6の項(2)のイの(イ)に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

(1) 消費性能基準に適合していることを示す書類がある場合（単位：円）		
ア	一戸建て住宅	4,100
イ	ア以外の建築物	
	住宅部分	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000
	非住宅部分	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000

(2) 消費性能基準に適合していることを示す書類がない場合（単位：円）		
ア	一戸建て住宅	
	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100
	仕様・計算併用法による場合	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300
	標準計算法による場合	
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500
イ	ア以外の建築物	
	(ア) 住宅部分	
	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000
	仕様・計算併用法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000
	標準計算法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000
	(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000
	(ウ) (イ)以外の非住宅部分の場合	
	モデル建物法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000
	標準入力法等による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000